

### 感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く)による出席停止について

学校保健安全法に基づき、下記の疾病に罹患した場合、他の生徒に感染する恐れのある間は、医師の許可があるまで登校できないことになっております。この期間は出席停止扱いとなり、欠席にはなりませんので、必ず医師の診断および治療を受け、十分に休養されますようご注意ください。

なお、病状が回復した場合は下記の治癒証明書に医療機関より記入いただき、再登校初日にお子さまを通じて学校へ提出してください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は別の様式になります。

感染症の種類	出席停止期間の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。

上記の感染症の他、医師の診断によっては出席停止扱いになる感染症もあります。

例：感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症 等)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症 等

.....  
専門医様

ご多用のところ恐れ入りますが、診察の結果を下記にご記入の上、保護者または生徒に渡して下さいますようお願いいたします。

.....切り取り線.....

### 治癒証明書

新潟県立佐渡総合高等学校長様

年 組 氏名

病名： \_\_\_\_\_ 診断日： 令和 年 月 日

上記の生徒の疾病は治癒し、他の生徒に感染する恐れがないことを証明します。

登校を再開しても良いと認められる日	令和 年 月 日 から
-------------------	-------------

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

